

報道関係者 各位

平成 30 年 3 月 20 日

【照会先】

健康局 健康課 地域保健室

室長 堀川 春男

室長補佐 橋本 千春

(代表電話)03(5253)1111 (内線 2331)

(直通電話)03(3595)2190

災害時健康危機管理支援チーム活動要領について

厚生労働省健康局では、これまで東日本大震災や熊本地震における対応等を踏まえ、来るべき災害に向け、被災地方公共団体の保健医療分野の指揮調整機能の円滑な実施のための応援を行う「災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)」について、厚生労働科学研究等の研究を進めながら、全国衛生部長会、全国保健所長会と連携し、検討してきたところです。

当該チームの活動内容等について定めた要領について、別添のとおりとりまとめ、本日、都道府県、保健所設置市及び特別区の保健衛生主管部局長宛て通知しましたので、お知らせいたします。

【活動要領のポイント】

- ① 災害時健康危機管理支援チームは、熊本地震の経験も踏まえ、被災地方公共団体が担う、超急性期から慢性期までの医療対策、避難所における保健衛生対策と生活環境衛生対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災地方公共団体の保健医療分野の指揮調整部門である保健医療調整本部及び保健所を応援する、都道府県、保健所設置市、特別区の訓練を受けた地方公務員で編成（主に保健所職員）されるマネジメント支援チーム。
- ② 被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の職員は、法令に基づく権限の行使のほか、地域情報の熟知や地元関係者との信頼関係を要する業務を担うが、災害時健康危機管理支援チームの構成員は、それ以外の業務及び第三者性を活かした業務を担うなど、それぞれの特性を活かした業務を担う。（通知別添3参照）

当該チームは、「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日付け 5 部局長等連名通知）における「保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等に基づき、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましい。」の記載に基づく人的支援の仕組みの 1 つとなります。

厚生労働省は、本要領を踏まえて、引き続き、災害時健康危機管理支援チームの活動に関する研究及び研修を推進します。

（添付資料）

別添 災害時健康危機管理支援チーム活動要領について

（平成 30 年 3 月 20 付け健健発 0320 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）

なお、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 内閣府（防災担当）公表資料）においても、「担当業務の応援だけでなく、業務のマネジメント支援を応援・受援の対象と位置付ける必要がある。」とあり、被災地方公共団体に対する応援の形態として、マネジメント支援の重要性について紹介されています。